

株式・配当・利子と税

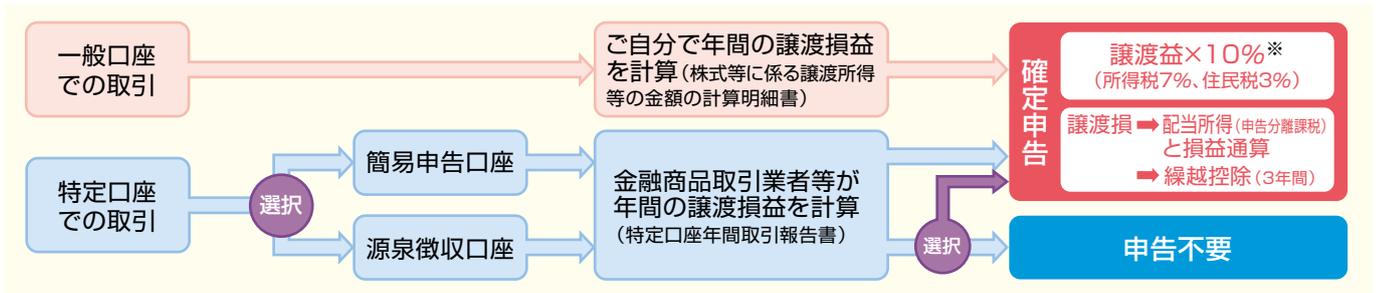


株を売ったのですが、税金はどうなりますか？

株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益については、原則として確定申告が必要ですが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続き異なります。

- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要であり、他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等に**特定口座**を開設している場合は、この特定口座での取引については、**源泉徴収口座**か**簡易申告口座**を選択することができます。
- 源泉徴収口座の場合は、その口座内における譲渡益については、申告不要とすることができます。
- 簡易申告口座の場合は、金融商品取引業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により簡易に申告を行うことができます。



● 株式等の譲渡益は、次により計算します。

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} \text{ (注)} + \text{譲渡費用等}) = \text{譲渡所得等の金額 (譲渡益)}$$

注:2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合には、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

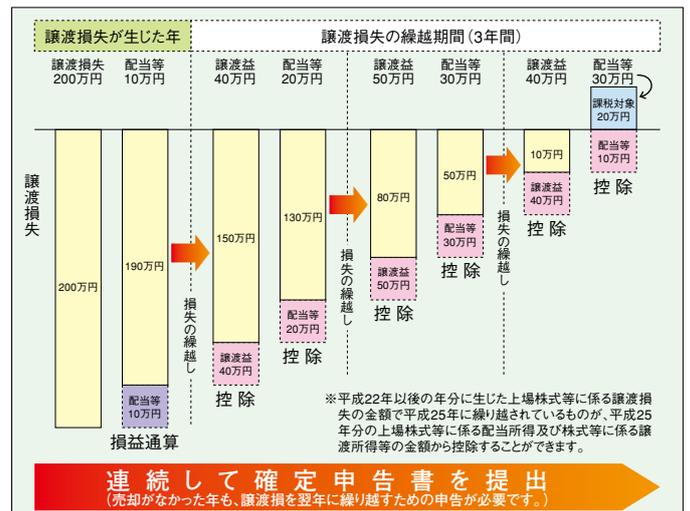
※平成25年分の株式等の譲渡益に適用される税率

区分		税率
上場株式等	金融商品取引業者等を通じた売却等	10% (所得税7%、住民税3%) (注1)
	上記以外の売却	20% (所得税15%、住民税5%)
上場株式等以外の株式等		

注1:平成26年分以後の税率は20% (所得税15%、住民税5%) となります。
注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額 (所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額) に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 平成22年以後の年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額 (申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。) と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。
- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することもできます。



非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- 最大500万円の非課税投資を可能とする「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(いわゆるNISA(ニーサ))の適用が平成26年1月1日から開始されます。
- 非課税口座の開設に必要な「非課税口座開設届出書」等の書類は、平成25年10月1日から非課税口座を開設する金融商品取引業者等へ提出することができます。



利子や配当は、
申告しなくてもいいと
聞いたのですが…

利子・配当等の課税関係

利子所得は申告不要です。配当所得は確定申告をすることが原則ですが、上場株式等の配当等一定のものは確定申告不要制度を選択できます。

◇制度の概要等

項目	内容
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)
口座開設者	非課税口座を開設する年の1月1日において満20歳以上の方
口座開設期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)

①預貯金等の利子等に対する税金

- 利子所得に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です(下表①)。

注:国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

②株式等の配当等に対する税金(平成25年分)

- 株式等の区分に応じ、配当等の収入に以下の税率を掛けた金額が源泉徴収されます(下表②)。

〈イ〉上場株式等の配当等

10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)の軽減税率

注1:大口株主(発行済株式の総数等の3%以上を保有)の場合は(ロ)に該当します。
注2:平成26年分以後の税率は20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)となります。

〈ロ〉上場株式等以外の配当等

20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の税率

- 配当所得は、原則として確定申告が必要ですが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

〈確定申告〉

・総合課税

配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税及び復興特別所得税を精算します。その際、配当控除(税額控除)を適用することができます。

・申告分離課税

上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、税率は、10%(所得税7%、住民税3%)になります。ただし、配当控除の適用はありません。また、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。

注1:平成26年分以後の税率は20%(所得税15%、住民税5%)となります。
注2:所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税がかかります。
注3:申告する上場株式等の配当等の全てについて総合課税とするか、全てについて申告分離課税とするかのいずれかを選択する必要があります。
注4:源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

〈確定申告不要制度〉

株式等の区分に応じ、次の場合は申告不要とすることができます。

〈イ〉上場株式等の配当等

大口株主以外の者が受ける配当等の場合

〈ロ〉上場株式等以外の配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下である少額配当等の場合

10万円×配当計算期間の月数(最高12か月)÷12

注1:「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

注2:住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

③金融類似商品の収益に対する税金

収益に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です(下表③)。

〈対象となる金融類似商品〉

- ①信用金庫などでの定期積金の給付補填金
- ②銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金
- ③一定の抵当証券に基づいて締結された契約により支払われる利息
- ④貴金属などの売戻し条件付売買の利益(例えば、金投資口座の利益など)
- ⑤外貨建預貯金で、その元本と利子をあらかじめ定められた利率により円又は他の外貨に換算して支払う換算差益
- ⑥一時払養老保険や一時払損害保険などの差益

注:対象となるのは、保険や共済の期間が5年以下のもの、又は保険や共済の期間が5年を超えていてもその期間の初日から5年以内に解約したものの差益です。

④割引債の償還差益に対する税金

- 特定の割引債の償還差益については、割引債を発行するときに18.378%の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です(下表④)。

〈対象となる割引債〉

- ①中期割引国債や政府短期証券など割引国債のうち一定のもの
- ②割引金融債

なお、次の割引債の償還差益については、税率が16.336%とされています。

- ①東京湾横断道路株式会社が法令の規定によって発行する社債
- ②民間都市開発推進機構が法令の規定によって発行する債券

- 宅地債券や特別住宅債券などの割引債の償還差益は、雑所得として総合課税の対象となります。

◇平成25年分における主な金融商品の課税関係

種類	課税関係	備考
① 預貯金等の利子等	20.315%の源泉分離課税	所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%
② 株式等の配当等	総合課税(10.147%の源泉徴収)	所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%
	申告分離課税(10.147%の源泉徴収)	所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%
	総合課税(20.42%の源泉徴収)	所得税及び復興特別所得税20.42%、住民税は総合課税
③ 金融類似商品の収益	20.315%の源泉分離課税	所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%
④ 割引債の償還差益	18.378%(一部16.336%)の源泉分離課税	払込みの際に券面金額と発行価額との差額について源泉徴収